

■「環境配慮消費行動促進に向けた脱炭素ポイント付与制度普及事業」に関する質問回答書

NO	該当資料名	質問内容	回答
1	仕様書 3 ページ	<p>「ポイント付与事業者の店舗従業員に対して、脱炭素ポイントに関する周知啓発」とありますが、委託事業者が直接周知啓発を行うだけでなく、応募のあった付与事業者を通して実施するような場合も想定されるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>応募のあった付与事業者を通して実施するような場合を想定していただいても構いません。効果的な店舗従業員への周知啓発について、ご提案ください。</p>